

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.013

処 分 名	換地計画の認可
処 分 の 概 要	施行者は、施行区域内の宅地について換地計画を定めなければなりません。また、換地計画にあたり、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 86 条第 1 項
審 査 基 準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	関係機関が多岐にわたるため、協議及び検討に要する時間が算定できないため、設定できません
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■土地区画整理法

(換地計画の決定及び認可)

第八十六条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。